

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更(市町村振興課)
土地改良法による換地処分(農村整備課)
公共測量の実施(管理課)
- ◇ 選管告示 土地区画整理事業の認可(都市計画課)
選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)
- ◇ 闕達公告 公募型指名競争入札の実施(三件)(管理課)
- ◇ 雑 報 公募型プロポーザル方式に係る手続の実施(建築課)
平成十年度第二回理容師学科試験等の実施(県民生活課)

告 示

鳥取県告示第五百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による県営土地改良事業に係る江尾宮市地区第四工区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字 の 名 称	同上の区域(平成九年十月一日現在の地番による。)
大字江尾字下曲り田	大字江尾字下曲り田の全域
大字江尾字上曲り田日南下モ	大字江尾字上曲り田日南下モ二二三六、一二二七の二、一二三〇の三、一二三二の二の一部
大字江尾字上曲り田日南下モのうち一二二六、一二二七の二、一二三〇の三、一二三一の二、一二三五の八から一二三五の一まで以外の区域	大字江尾字茶園木ノ一 一三九七の三、一三九八の二と一体をなす国有地の一部
大字江尾字上曲り田日南下モ二二三一の二の一部、一二三五の八から一二三五の一まで	大字江尾字上曲り田日南下モのうち一二二六、一二二七の二、一二三〇の三、一二三一の二、一二三五の八から一二三五の一まで以外の区域
大字江尾字上曲り田	大字江尾字上曲り田のうち一二三六の一部、一二三七の一部、一二五〇の二、一二五〇の三、一二五一の二の一部、一二五二の二の一部、一二五二の三、一二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三八と一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字江尾字上曲り田日南上ミ</p>	<p>大字江尾字上曲り田日南上ミ一二五四の二の一部、一二六〇の二、一二六一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字駄飼場ヶ谷</p>	<p>大字江尾字駄飼場ヶ谷のうち一二六九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字下モ大岩ヶ谷</p>	<p>大字江尾字下モ大岩ヶ谷のうち一二七一の三、一二七一の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字奥市</p>	<p>大字江尾字上曲り田一二五〇の二の一部、一二五〇の二、一二五〇の三、一二五一の二の一部、一二五二の二の一部、一二五二の二の一部、一二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字上曲り田日南上ミ一二五四の二の一部、一二五四の三 大字江尾字駄飼場ヶ谷一二六九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字江尾字下モ大岩ヶ谷一二七一の三、一二七一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字奥市のうち一二七二の一部、一二七三の一部、一二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字奥市景奥平一二七八の二</p>
<p>大字江尾字大丸山下</p>	<p>大字江尾字下モ大岩ヶ谷一二七一の四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字江尾字奥市一二七二の一部、一二七三の一部、一二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字大丸山下のうち一二八七の一部及びこれと一体を</p>

<p>大字江尾字上大岩ヶ谷</p>	<p>なす国有地並びに一二八五の二、一二八六と一体をなす国有地以外の区域 大字江尾字上大岩ヶ谷一二九二の二、一二九三の二の一部、一二九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字大丸山一二九四の二の一部、一二九四の二の一部 大字江尾字ミソ萩谷一二九五の五の一部、一二九五の七の一部 大字江尾字奥市山神尻一三五五の二の一部、一三五五の二の一部、一三五六の一部、一三五七及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字奥市山ノ神一 一三五八の二の一部、一三五八の二、一三七〇の二から一三七〇の三までの一部</p>
<p>大字江尾字上大丸山</p>	<p>大字江尾字上大岩ヶ谷のうち一二九二の二、一二九三の二の一部、一二九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字大丸山</p>	<p>大字江尾字大丸山のうち一二九四の二の一部、一二九四の二の一部以外の区域</p>
<p>大字江尾字ミソ萩谷</p>	<p>大字江尾字ミソ萩谷のうち一二九五の二から一二九五の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字江尾字足谷尻</p>	<p>大字江尾字大丸山下タ一二八七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字江尾字ミソ萩谷一二九五の二から一二九五の四まで、一二九五の五の一部、一二九五の六、一二九五の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字江尾字足谷尻の全域 大字江尾字柳谷一三二六の二、一三二六の三、一三二六の一三、一三二六の一四、一三二六の一五 大字江尾字奥市山ノ神一三四六と一体をなす国有地の一部</p>

鳥取市円護寺六四一四
 上田 耕一
 鳥取市円護寺八七
 石原 幸夫
 鳥取市円護寺九一―五
 石原 義親
 鳥取市北園一丁目九一
 岩田 米治
 鳥取市円護寺三三八
 家納 正人
 鳥取市円護寺二三三
 川口喜代治
 鳥取市円護寺三三九―六
 坂口千代子
 鳥取市相生町二丁目四一―
 澤田 光春
 鳥取市円護寺三二九
 洪川 勝美
 鳥取市円護寺二二一―四
 谷本富美雄
 鳥取市円護寺一六六
 田中 孝子
 鳥取市円護寺一〇一
 豊田 喜雄
 鳥取市円護寺一〇一
 豊田 壽子
 鳥取市円護寺二三〇

丸田 一明
 鳥取市円護寺一三六
 村尾 純一
 鳥取市円護寺三二五
 美澤 新市
 鳥取市円護寺一〇六
 山中 のぶ
 鳥取市円護寺一〇六
 山中 壽子
 鳥取市円護寺二二七
 石田 廣志
 鳥取市円護寺一七五
 神崎 隆行

二 事業施行期間
 平成十年八月十一日から平成十四年三月三十一日まで

三 施行地区
 鳥取市円護寺字荒神ノ下、字継子及び字坊主ヶ谷の全部並びに字地藏ノ元、字五反田、字芳原、字赤土田、字渡り上り、字御蔵下夕、字上前田、字下前田、字坂ノ下、字町分、字土手ノ内、字浜田、字中河原、字屋敷田及び字公園墓地の各一部

四 事務所の所在地
 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

五 施行認可の年月日
 平成十年八月四日

六 事業年度
 四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法
 事務所内の掲示板に掲示して行う。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

平成十年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十年八月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 次

- 一 日時 平成十年八月十八日(火) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二一〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 平成十年新成人研修会について

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年8月11日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

- 1 講習の種類及び受講対象者
 - (1) 初心者講習
 - 鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は

空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成10年9月9日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村、倉吉の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習	平成10年9月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八頭の各 警察署の管内に居住す る者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,000円
- イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年 8月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立武道館 (仮称) 新築工事 (第一工区電気設備)
- (2) 工事場所 米子市両三柳
- (3) 工事内容
- ア 本件工事は、県内の武道の普及と競技力向上の拠点施設であり、国際レベルの公式競技大会の開催及び総合的な武道競技の実施が可能な施設である県立武道館

(仮称) の電気設備工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、機械設備工事、昇降機工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 電気設備の概要

- 電 灯 設 備 一般電灯設備、非常照明設備、コンセント設備
- 動 力 設 備 一般動力設備、非常動力設備
- 受 変 電 設 備 配電盤形式 (3相6.6KV 設備容量800KVA)
- 静止形電源設備 非常照明・操作用 (150AH/10HR、54セル)
- 自家発電設備 非常用 (3相 210V 300KVA)
- 避 雷 設 備 棟上げ導体
- 弱 電 設 備 時計設備、拡声設備、表示設備、テレビ共同受信設備
- 防 災 設 備 火災報知設備、防火扉制御設備、誘導灯設備
- 中央監視装置 受変電監視制御装置、防災監視装置
- 構内配電線路 構内配電・通信線路設備

(5) 工期 平成10年 9月から平成12年 7月31日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工とする。
- イ 共同企業体は、代表者1名と県内に本店を有する代表者以外の者1名による主結成とする。
- ウ 各構成員の出資比率は、40%以上とする。
- エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。
- オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。

<p>(2) 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 平成10年8月11日(火)から同年9月29日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>ウ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 代表者共通の資格</p> <p>(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(電気工事)の許可を受けていること。</p> <p>(イ) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の電気工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(ウ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p> a 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p> b 電気工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p> c 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する電気工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>イ 県外に本店を有する代表者の資格</p> <p>(ア) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)の結果における電気工事の総合評点が1,300点以上であること。</p>	<p>(イ) 平成9年1月鳥取県告示第35号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、電気工事に係るものを有すること。</p> <p>(ウ) 県内に営業所を有し、当該営業所に正社員の技術者が20名以上いること。</p> <p>ウ 県内に本店を有する代表者の資格</p> <p>(ア) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における電気工事の総合評点が850点以上であること。</p> <p>(イ) 入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>(5) 共同企業体の代表者以外の者の資格</p> <p>ア 入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。</p> <p>イ 建設業法施行令第27条の3に規定する電気工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている主任技術者を、本件工事に専任で配置できること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間 平成10年8月11日(火)から同年8月18日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間 (1)のアに同じ。</p> <p>イ 提出場所</p>
---	--

<p>(1)のイに同じ。</p> <p>ウ 提出方法 持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年 8月11日</p> <p style="text-align: center;">鳥 取 県 知 事 西 尾 呂 次</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 県立武道館（仮称）新築工事（第一工区空調設備）</p> <p>(2) 工事場所 米子市西三柳</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、県内の武道の普及と競技力向上の拠点施設であり、国際レベルの公式競技大会の開催及び総合的な武道競技の実施が可能な施設である県立武道館</p>	<p>(仮称)の空調設備工事を行うものである。</p> <p>イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事、電気設備工事、昇降機工事等と協調を図り実施する必要がある。</p> <p>(4) 機械設備の概要 空調和設備 中央式（ガスだき冷温水発生機・単一ダクト方式） 個別式（ガスヒートポンプエアコン・空調換気扇） 冷暖房設備 ベースボードヒーター 換気設備 第1種換気（機械室）、第3種換気（便所等） 自動制御設備 中央監視盤（電気式、電子式）</p> <p>(5) 工期 平成10年9月から平成12年7月31日まで</p> <p>2 技術資料等の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件 ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。 イ 共同企業体は、県内に本店を有する者2名による自主結成とする。 ウ 各構成員の出資比率は、40%以上とする。 エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。 オ 各構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となることができない。 カ 共同企業体の構成員共通の資格</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 平成9年1月鳥取県告示第35号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、管工事のA級に係るものを有すること。</p>
---	---

<p>ウ 平成10年8月11日(火)から平成10年9月29日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>エ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(3) 共同企業体の代表者の資格</p> <p>ア 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(管工事)の許可を受けていること。</p> <p>イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における管工事の総合評点が84.0点以上であること。</p> <p>ウ 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延べ床面積が500平方メートル以上の建物の管工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>(ア) 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>(イ) 管工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する管工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格</p> <p>建設業法施行令第27条の3に規定する管工事施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている主任技術者を、本件工事に専任で配置できること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。</p>	<p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成10年8月11日(火)から同年8月18日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。</p> <p>ア 提出期間及び時間</p> <p>(1)のアに同じ。</p> <p>イ 提出場所</p> <p>(1)のイに同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報を入力するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p>
---	---

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成10年 8月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 県立武道館 (仮称) 新築工事 (第二工区建築)
- (2) 工事場所 米子市河三柳
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、県内の武道の普及と競技力向上の拠点施設であり、国際レベルの公式競技大会の開催及び総合的な武道競技の実施が可能な施設である県立武道館(仮称)の弓道場を建築するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の建築工事(第一工区及び第三工区)、電気設備工事、機械設備工事等と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 構造等

鉄筋コンクリート造 平屋建

イ 建築面積 1,121㎡

ウ 延べ床面積 779㎡

(5) 工期 平成10年9月から平成12年7月31日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(建築一

式工事)の許可を受けていること。

(4) 平成9年1月鳥取県告示第35号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づき入札参加資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における建築一式工事の総合評点が900点以上であること。

(6) 平成10年8月11日(火)から同年9月29日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が500平方メートル以上の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ア 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。

イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建築業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建築

施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

- (1) 技術資料作成要領の交付
技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間

平成10年 8月11日 (火) から同年 8月18日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部管理建設業係 (鳥取県庁本庁舎 5階)

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

平成10年 8月11日 (火) から同年 8月21日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9時から午後 4時まで

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係 (電話番号 0857-26-7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型プロポーザル方式により建設コンサルタント業者を特定するので、次のとおり公告する。

平成10年 8月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 業務概要

(1) 業務名

鳥取県衛生環境研究所 (仮称) 新築工事の基本設計及び実施設計業務

(2) 業務の内容

建物の基本設計及び実施設計業務 (建築設備及び外構に係るものを含む。)

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成11年 8月31日まで

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

なお、共同企業体の場合にあつては、すべての構成員がアからオまでの条件を満たし、かつ、カからクまでの条件を満たす者が構成員に含まれなければならない。

ア 平成 9年12月鳥取県告示第833号 (測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、建築に係るものを有する者であること。

イ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

ウ 平成10年 8月11日 (火) から同月21日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

<p>エ 鳥取県衛生環境研究所（仮称）の基本計画作成業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>オ 本件業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。</p> <p>カ 平成元年度以降に、元請けとして延べ床面積が5,000平方メートル以上の建物の建築設計を行った実績（国内外を問わず、設計中のものを含む。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の3以上の出资日期で実施したものに限り。</p> <p>キ 平成元年度以降に、元請けとして延べ床面積が3,000平方メートル以上の次の(フ)及び(ク)に該当する実験室を有する国又は地方公共団体が発注した試験・研究施設の建築設計を行った実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の3以上の出资日期で実施したものに限り。</p> <p>(フ) 実験室バイオセーフティ指針(WHO 第2版 1993年出版)(Laboratory Safety Manual, Second edition, World Health Organization, Geneva, 1993)に規定するバイオセーフティレベル3を満たす実験室又は同程度の実験室</p> <p>(ク) 実験室内の浮遊微粒子等汚染物質を浄化し、一定の環境条件を維持できる米国連邦規格 F5209E (Federal Standard 209E) に規定するクラス10000以上の清浄度を有する実験室又は同程度の実験室</p> <p>ク キの(フ)及び(ク)に該当する実験室を設計した実績を有する者を自ら又は他の者との技術提携により意匠、機械設備及び電気設備のそれぞれに主任技術者として配置できる者であること。</p> <p>(2) 技術提案書を提出できる者を選定するための基準</p> <p>ア 鳥取県衛生環境研究所（仮称）の計画理念及び業務の実施方針</p> <p>イ 主要業務及び類似業務に係る実績</p> <p>ウ 専門分野別技術職員の状況</p> <p>エ 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績</p> <p>オ 協力事務所の状況</p>	<p>(3) 技術提案書の提出者に要求される資格</p> <p>技術提案書の提出者に選定された者のうち、県外に本店たる事業所を有するものは、技術提案書提出時までに県内に本店たる事業所を有する者と共同企業体を組むこと。</p> <p>(4) 最も優れた技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>ア 会社の業務経歴</p> <p>イ 主要業務及び類似業務に係る実績並びに専門分野別技術職員の状況</p> <p>ウ 技術職員の経験及び能力</p> <p>エ 担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況</p> <p>オ 業務実施方針及び手法</p> <p>本件業務に対する理解度、実施方針及び設計上の配慮事項の妥当性、提案的 確性・独創性・実現性並びに工程計画及び動員計画の妥当性</p> <p>3 最も優れた技術提案書を特定するための手続</p> <p>(1) 担当部署</p> <p>〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎5階 鳥取県土木部建築課 電話番号 0857-26-7394</p> <p>(2) 参加表明書説明書及び技術提案書説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 平成10年8月11日(火)から同月21日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>なお、書留郵便により、返信用封筒(定形外角2の大きさのもので、810円の切手をはり付けたもの)を同封して交付の依頼のあった場合には、郵送する。</p> <p>(3) 参加表明書の提出方法等</p> <p>ア 提出方法</p> <p>本件業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書説明書に基づき</p>
--	---

参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 技術提案書の提出方法等

ア 提出方法

技術提案書の提出者に選定された者は、技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

平成10年9月4日(金)から同月30日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

4 契約の締結

参加表明書を提出した者の中から技術提案書を提出できる者を5者を上限として選定し、その者から提出された技術提案書の中で最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約締結の交渉を行う。

5 審査

審査は、次に掲げる審査委員により、技術提案書を提出できる者の選定にあつては平成10年8月下旬、最も優れた技術提案書の特定にあつては同年10月上旬に行う。なお、特定に当たっては、審査委員によるヒヤリングを行う。

- 小 玉 祐一郎
- 鈴 木 充
- 竹 田 憲 三
- 森 田 茂

山 田 次 彦
大 西 幸 男

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書は、作成することを要する。
- (3) 関連情報を入力するための照会窓口は、3の(1)に同じ。
- (4) 平成10年8月21日(金)から契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事入札参加資格者氏名停止措置要綱に基づく氏名停止措置を受けた者、同要綱に規定する氏名停止措置の要件に該当した者又はそれらを構成員に含む共同企業体とは、契約を行わない。
- (5) 詳細は、参加表明書説明書及び技術提案書説明書による。
- (6) 鳥取県衛生環境研究所(仮称)に係る施工監理業務については、本件業務の契約の相手方と別途随意契約を行う予定である。

雑 報

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定に基づき、平成10年度第2回理容師学科試験及び美容師学科試験を次のとおり実施する。

平成10年8月11日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 1 試験期日 平成10年10月11日(日)
- 2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館

3 試験課目

- (1) 衛生法規大意
- (2) 生理解剖学大意
- (3) 消毒法
- (4) 伝染病学 (細菌学を含む。) 大意
- (5) 公衆衛生学大意
- (6) 皮膚科学大意
- (7) 物理及び化学 (化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。) 大意
- (8) 理容理論大意 (理容師試験に限る。) 又は美容理論大意 (美容師試験に限る。)

4 受験資格

- (1) 理容師試験 改正法による改正前の理容師法 (昭和22年法律第234号) 第3条第4項に定める者

- (2) 美容師試験 改正法による改正前の美容師法 (昭和23年法律第163号) 第4条第4項に定める者

5 受験願書受付期間及び時間

平成10年9月14日 (月) から同月21日 (月) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前10時から午後4時まで (郵送の場合は、平成10年9月21日 (月) までの消印のあるもの限り受け付ける。)

6 受験願書提出先

〒680-0832 鳥取市弥生町302-2 JTB鳥取ビル2階
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

7 受験手数料及び納付方法

受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

8 その他

- (1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間及び時間

平成10年9月11日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前9時から午後5時まで

なお、郵送により受験願書等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の角形2号 (縦332mm、横240mm) の返信用封筒を同封すること。

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
電話 0857-29-6086